

表題部 (土地の表示)		調製	平成15年10月22日	不動産番号	4103000766365
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	大館市字桜町南			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
38番10	宅地	345	12	余白	
余白	余白	343	15	③38番10、38番40に分筆 〔平成8年4月12日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日	
余白	余白	339	47	③錯誤 〔平成29年6月30日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和28年1月22日 第53号	原因 昭和28年1月22日寄付 所有者 秋田県 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年10月22日

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

平成29年7月3日
秋田地方務局大館支局

登記官

中嶋 寿



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。